

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の
結果の公表について

No.	区分	案件名称(品名)	数量	契約日	契約の相手方 (所在地)	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (所在地/問合せ先)
1	当初	葺合公民館施設管理業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	2,966,771	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 葺合公民館 (神戸市中央区真砂通2丁目1番1号/TEL:078-232-4026)
2	当初	清風公民館貸館業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	2,995,917	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 清風公民館 (神戸市中央区楠町8丁目10-3/TEL:078-371-3319)
3	当初	長田公民館管理業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	4,548,176	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 長田公民館 (神戸市長田区四番町4-51/TEL:078-575-1374)
4	当初	東垂水公民館管理業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	2,124,468	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 東垂水公民館 (神戸市垂水区東垂水1-1-1/TEL078-753-5025)
5	当初	東垂水公民館清掃業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	531,141	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 東垂水公民館 (神戸市垂水区東垂水1-1-1/TEL078-753-5025)
6	当初	玉津南公民館清掃業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	563,076	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 玉津南公民館 (神戸市西区玉津町上池314/TEL:078-914-4300)
7	当初	玉津南公民館貸館業務	1式	R2.4.1	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 (神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル10F)	806,663	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当	教育委員会事務局総務部 玉津南公民館 (神戸市西区玉津町上池314/TEL:078-914-4300)